

## 令和3年度秋田県放課後児童支援員認定資格研修 受講申込書

※下記、□には✓をお願いします。(同意されない場合でも本研修の受講の可否に影響はありません。)

県内市町村への情報提供に同意します。

(受講申込書記載の個人情報は本事業以外の目的には使用いたしません。ただし、研修修了者の情報は、本研修主催者の秋田県から県内市町村に提供される場合があります。)

		申込日		令和 年 月 日	
ふりがな			男 ・ 女	生年月日	昭和・平成 年 月 日
氏 名					
自宅住所	〒				
電話番号	※日中、連絡の取れる番号を記入してください。		e-mail	※会場変更等、一斉連絡の際に使用します。	
勤 務 先	※次のいずれかに○をしてください。放課後児童クラブ以外にお勤めの方はカッコ内に勤務先を記載してください。				
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業所)</span> <span>・</span> <span>その他 ( )</span> </div>				
	※放課後児童クラブにお勤めの方は、次の事項について必ず記載してください。				
	所在 市町村名			TEL	
名 称			FAX		
事業者 (代表者)					
受講資格	裏面参照のうえ該当する号を○で囲んでください。 ※高等学校卒業者等で放課後児童クラブにおいて2年以上勤務した方は第3号となります				
	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号
	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号
添付書類	※受講資格を有することがわかる資料の名称を記載してください 《例》保育士資格証明書の写し、社会福祉士登録証の写し、高等学校卒業証明書、在職証明書 等				
受講会場	※受講会場を○で囲んでください				
	《県北会場》 北秋田市交流センター 北秋田市材木町		《県央会場》 県生涯学習センター 秋田市山王		《県南会場》 大曲交流センター 大仙市大曲
確 認 欄	※提出前に確認し、☑チェックを付けてください				
	受講申込者全員 <input type="checkbox"/> 記入漏れはありませんか <input type="checkbox"/> 受講資格を有することがわかる資料は添付しましたか  放課後児童クラブにお勤めの方 <input type="checkbox"/> 勤務先は記載しましたか <input type="checkbox"/> 勤務している放課後児童クラブの事業者(代表者)へ報告しましたか				
特記事項	※複数会場での受講希望や、今年度どうしても受講したい理由など、連絡事項がありましたらお書きください。				

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準【抜粋】

(平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 63 号)

(職員)

第 10 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする。ただし、その 1 人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの

四 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者

五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業者等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

十 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの